

※このお知らせは、平成25年度厚生労働省予算案に基づくものです。

健康・環境・農林漁業等の中小企業を構成員とする事業協同組合等の皆さまへ

**平成25年度から**  
**「中小企業人材確保推進事業助成金」は、内容を一部変更し**  
**「中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）」**  
**へ移行する予定です。**

現行の「中小企業人材確保推進事業助成金」は、健康・環境分野等の事業を営む中小企業を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業を行った場合、それに要した費用の一部を助成する制度です。

平成25年度から、この制度の内容を一部変更し、新たに創設する「中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）」に移行する予定です。

**新たな「中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）」の概要**

健康、環境、農林漁業分野等の事業を営む中小企業を構成員に含む事業協同組合等が、中小企業労働力確保法に基づく**改善計画**（※1）を作成して都道府県知事の認定を受け、構成中小企業に対して**労働環境向上事業**（※2）を行った場合、**要した費用の2/3**を助成します。

（※1） 改善計画

中小企業の事業主や事業協同組合等が労働時間等の設定の改善、男女雇用機会均等および職業生活と家庭生活との両立、職場環境の改善、福利厚生の充実、募集・採用の改善、教育訓練の充実などの雇用管理の改善について取り組む計画のことです。

（※2） 労働環境向上事業

傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するため、労働環境の向上を目指して実施する**1年間**の事業（1年の延長可）。次の①から④に該当するものをいいます。

- ① **年次計画策定・調査事業**（例：構成中小企業者の雇用管理状況の調査）
- ② **安定的雇用確保事業**（例：募集・採用ガイドブックの作成配布、合同会社説明会の開催）
- ③ **職場定着事業**（例：安全衛生セミナーの実施、職業相談員の配置および職業相談の実施）
- ④ **モデル事業普及活動事業**（例：モデル事業説明会の実施）

**「中小企業人材確保推進事業助成金」を受給中の団体の皆さまへ**

既に都道府県労働局から助成金の受給資格認定を受け、中小企業人材確保推進事業（上記①～④と同様の事業）を実施している場合は、平成25年度以降も今までどおり、助成金の支給申請が可能です（最大3年度にわたって受給できます）。

詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。



# 支給対象分野

～健康、環境、農林漁業分野等とは～

健康、環境、農林漁業分野等とは、下の一覧表の産業分類を指します。

日本標準産業分類	
大分類A－農業、林業	
大分類B－漁業	
大分類D－建設業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類E－製造業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの
	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの
大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33－電気業	
大分類G－情報通信業	
大分類H－運輸業・郵便業	
大分類L → 中分類71－ 学術・開発研究機関	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関連する技術開発を行っているもの
大分類N → 中分類80 → 小分類804－スポーツ施設提供業 例)フィットネスクラブ	
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246－スポーツ・健康教授業 例)スイミングスクール	
大分類P－医療、福祉	
大分類R → 中分類88－廃棄物処理業 例)ごみ処分量	
その他(上記以外)	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関連する事業を行っているもの 例)エコファンド